

議員提出議案第 1 号

中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり改正することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 1 8 日提出

提出者 中間市議会議員 大 和 永 治

賛成者 中間市議会議員 小 林 信 一

賛成者 中間市議会議員 掛 田 る み 子

中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中間市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「常任委員会」の次に「及び議会運営委員会」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(議員報酬) 第3条 議会の議長、副議長、常任委員会及び<u>議会運営委員会</u>の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 常任委員会<u>及び議会運営委員会</u>の委員長 月額 364,000円 (4) 常任委員会<u>及び議会運営委員会</u>の副委員長 月額 360,000円 (5) (略) 2・3 (略)	(議員報酬) 第3条 議会の議長、副議長、常任委員会の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 常任委員会の委員長 月額 364,000円 (4) 常任委員会の副委員長 月額 360,000円 (5) (略) 2・3 (略)

【中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例】

提案理由

議会運営委員会は、議会の適正かつ円滑な運営において中心的な役割を担っており、委員長及び副委員長は、各会派間の調整や会議運営の準備等、責任の重い職務を遂行しております。

あわせて、同委員会においては、これまで議会運営システム及び委員会システムの導入並びに同システムを活用した議会運営方法、電子採決の導入、中間市議会における議会運営等に関する申し合わせ事項の改正、タブレット端末の導入によるペーパーレス化、中間市議会ハラスメント根絶条例の改正、議会への市民参加及び交流を目的とした議場の多目的利用、さらに議会における情報発信の拡充による中間市議会公式インスタグラムの開設など、議会運営の更なる効率化及び活性化を図るための検討を行ってまいりました。

今回の条例改正は、これらの職務の重要性を鑑み、常任委員会の委員長及び副委員長と同等の議員報酬を支給することで、職務に対する適正な評価と処遇を図るものでございます。

また、近年、全国的に議員のなり手不足が課題となっており、本市においても、議員の職責に見合った報酬体系とすることで、議員活動への理解と関心を高め、多様な人材の参画を促す環境整備が求められております。

以上のことから、中間市議会会議規則第 14 条の規定により、議案の提出を行うものでございます。

なお、条例改正の主な内容といたしましては、中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 3 条第 1 項において、議会運営委員会の委員長及び副委員長の報酬額を常任委員会の委員長及び副委員長と同等に引き上げるものでございます。

なお、条例の施行日は、公布の日から施行することといたしております。